

# 特集

## 国民健康保険税改定のお知らせ

### 保険税の税率が変わります

町では、平成22年4月に国民健康保険の保険税率などを改定し、運営を行つてしましましたが、平成22年度の国民健康保険の医療費は総額で23億円、加入者一人当たりでは約27万7千円になつています。これまでの国民健康保険税率では事業運営が難しい状況となつていて、今年度は約1億2千万円の財源不足が見込まれています。

給付と負担の公平性の確保から、この財源不足は加入者の納めるお金（国民健康保険税）や国からの支出金によりまかうことになるため、国民健康保険税を下の表のとおり改定いたしました。加入者の皆さんのが健保を守るために改定について、ご理解をお願いします。

### 保険税の税率と計算方法

保険税の税額は被保険者に対して、次の4つを世帯で合算して計算されています。

- 所得割額：その世帯の国保加入者の所得に応じて算定します。
- 資産割額：その世帯の国保加入者の固定資産に応じて算定します。
- 均等割額：その世帯の国保加入者の人頭に応じて算定します。
- 平等割額：一世帯あたりいくらとして算定します。

### 平成24年度の保険税の税率

|         | 医療保険分                   | 後期高齢者<br>支援金分         | 介護保険分<br>(40歳～64歳の方)  |
|---------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 所得割額    | (課税標準額)※ 1<br>× 8.8 %   | (課税標準額)※ 1<br>× 2.6 % | (課税標準額)※ 1<br>× 2.0 % |
| 資産割額    | (課税標準額)※ 2<br>× 2.8.0 % | (課税標準額)※ 2<br>× 5.0 % | (課税標準額)※ 2<br>× 5.9 % |
| 均等割額    | 被保険者1人当たり<br>32,000円    | 被保険者1人当たり<br>10,000円  | 被保険者1人当たり<br>10,000円  |
| 平等割額    | 1世帯当たり<br>32,000円       | 1世帯当たり<br>10,000円     | 1世帯当たり<br>8,000円      |
| 年間最高限度額 | 510,000円                | 140,000円              | 120,000円              |

※1 所得割の課税標準額

課税標準額=平成23年中（平成23年1月～12月）の総所得金額等－330,000円

※2 資産割の課税標準額

課税標準額=平成24年度の固定資産税額（土地・家屋分）

注）※1※2とも、その世帯の被保険者ごとに計算し合算します。

医療費は、急速な高齢化や医療技術の進歩により、年々増加しています。

保険税率の改定は、医療費の増加に対応するためのものです。この増えた医療費をまかなうために、保険税の税率を見直しました。

### 保険税率の見直しについて

上三川町加入者  
1人当りの  
医療費

平成23年度  
27万9千円

平成24年度  
(推計値)  
28万2千円



## 軽減措置について

### 低所得世帯への軽減について

世帯の所得が少ない場合は、条例の定めにより、均等割額及び平等割額が軽減されます。



|                                    |                               |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 世帯主とその世帯の被保険者全員の前年の所得の合計金額が下記以下の場合 |                               |
| 7割軽減                               | 33万円                          |
| 5割軽減                               | 33万円 + (世帯主を除く被保険者数) × 24万5千円 |
| 2割軽減                               | 33万円 + (被保険者数) × 35万円         |

※世帯の所得とは、同じ世帯の次の方の所得を合計した額です。

- ・世帯主
- ・国保被保険者
- ・国保被保険者だった後期高齢者医療制度の被保険者

## ○今後の町の取り組み

町の国民健康保険事業の現状を踏まえ、町では次のことを医療費の抑制項目として、平成24年度(国民健

康保険特別会計を運営していきます。

①ライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進し、疾病予防に重点をおいた対策を実施します。

※ライフステージとは、人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階をいいます。

②特定健康診査及びその後の特定保健指導の受診率の向上を図り、生活習慣の改善による被保険者の健康の保持に努め、医療費の抑制につなげます。

③町民一人1スポーツの実践、健康体操の普及を推進し、健康・体力の維持増進を図ります。

④ジェネリック医薬品の利用を促すとともに、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知を実施します。

※ジェネリック医薬品とは、特許が切れた医薬品について、他の製薬会社が同じ成分を使い、製造販売する医薬品です。莫大な開発費や営業経費がかからないため新薬に比べて薬価が低く、患者さんの薬剤費負担が少なくなります。

⑤皆さんのが医療機関で受診した診療報酬明細書の点検調査を強化し、過剰な医療・投薬が行われていないか確認することもに、重複・多受診者に対する訪問指導を行い、適切な受診を促します。

⑥他の市町の保険者の取り組みを研究し、優れた取り組みについては積極的に取り入れ実施します。

## 医療費を有効に使うためのポイント



- ①年に1回は健康診断を受けましょう。
- ②同じ病気での重複受診はやめましょう。
- ③かかりつけ医を持ちましょう。
- ④薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
- ⑤診療時間内の受診を心がけましょう。
- ⑥お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

### ▼問い合わせ先

- 保険課 国保係
- 税務課 住民税係
- ☎ 569134
- ☎ 569122

特集  
ださい。  
詳しくは税務課住民税係までお問い合わせ下さい。